

平成30年度第3回技術委員会（準備書第3回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

資料1

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	片谷委員長	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の方々の御意見は本委員会を出ている懸念とかなり重複している。早期開通を求める意見も出ているが、環境影響を無視して早く作れというわけではないはずなので、しっかり対応していく必要がある。特に道路構造は道路の高さをなるべく低くということだが、平面交差ばかりにしてしまうとバイパス効果が薄れる。高さについては下げたりする余地は残っているか。 ・少しでも住民の方々の要望に近づける努力が見えると、意見のトーンが変わってくる。100%全部というのは不可能だが、住民の皆さんの要望に可能なものについては近づけるような姿勢でこれからも対応していただきたいと、委員会からも願います。 ・次回この委員会としての答申をまとめるが、これだけ数があるので、できるだけ住民の皆様の懸念は解消するよにという、総論的な意見を加えていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後地元の皆さまとの話し合いの中で配慮してまいります。
2	全般	鈴木委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1の1行目に気象官署とあるが、気象官署の定義は気象台や測候所であり、伊那地域気象観測所は気象官署ではない。気象官署の文言を削除するか、気象庁によるなどの表現に修正すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。（資料1-1）
3	事業計画	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入土の品質管理については具体的な施工方法が決まってからのことだが、決まってから何らかの資料が出されるのか。 ・出されないのであれば、施工管理としてきちんと責任を持って行うということをしっかり記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常工事を行っていく際の品質管理を、発注者の監督の責任として、我々が確認しながら行っていくという趣旨でございます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追記した資料を提示します。（資料1-2）
4	事業計画	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1の6番の事後回答として、防災的位置づけはないと書かれているが、前回の委員会ではそういう位置づけもあるとの説明があった。直接洪水対策の堤防ではないが、寄与するというを説明されたのだと思う。この事後回答だと整合性が取れないので少し文言を考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間接的にそのような効果があることはそのとおりですので、資料1の記載を修正させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。（資料1-3）
5	大気質	片谷委員長	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の予測結果に寄与率を追記いただいたが、SPMについては寄与率0%が並んでいる。整数で書けばこうなることはやむを得ないが、表の脚注に、四捨五入の結果寄与率が0%になっているが寄与が全くないことを意味するものではないといった旨を追記することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのように対応したいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追記した資料を提示します。（資料1-4）

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
6	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1の20番の回答で「保全対象を地下水位そのものと捉えている」「地下水位に影響を与えないから影響はない」とのことだが、「影響を与えないから影響はない」という説明は全く論理的ではない。 井戸の情報は市町村へ調査した中では一部しか把握できていない状況とのことだが、ある影響範囲の中の1戸1戸について現地で確認し、井戸の有無、種類、利用状況等のデータが揃っていなければ議論のしようがない。保全対象となる公的な井戸や水源以外の民家の井戸などについて現地調査は今後行うのか、行わないのか。 補償対象としてとのことだが、一番よいのは補償が必要ないような対策が取られることである。 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸については補償対象となり、工事実施後に井戸が枯れたとなると非常によろしくありませんが、工事着手前に必ず井戸調査は実施します。また、対策を取りながら工事後の調査も行い、工事前と比べてどうなったかもしっかりと調査いたします。
7	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水に関する影響調査の場合は、影響を及ぼす工事と、影響を受ける可能性のある対象と、影響を繋ぐ水理地質条件の3つが揃って初めて予測評価ができるものである。 水象の分野で予測評価を行い、周辺の住民の方々に不安を与えないようにするためには、極力これらの3つの要素を評価書以前に調査していただきたい。 ただ、現実的に評価書までの間にそういう調査ができないのであれば、きちんと周辺の現地調査をした上で、影響を及ぼさないよう万全を尽くすということまで踏み込んで記載していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事後回答では、周辺の地質等の情報を重ね合わせて最大限影響が出にくい工事の遂行に努め、さらに、工事完了後に影響の有無の確認を行うという部分がない。工事着手前の調査のことは記載されているが、それを工事にどう反映させ、工事終了後にどう確認するかの記載がこの事後回答には明確に表れていないということが、富樫委員の御指摘の趣旨かと思うので、そういった記載を評価書に追記していただければよい。 	<ul style="list-style-type: none"> どこに記載するかということも含めて検討させていただきたいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加修正した資料を提示します。(資料1-5)
8	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水に影響を及ぼす可能性があるのはルート全体の中で2箇所の間だけに限定されるというのも重要な予測の一部なので記載していただきたい。縦断図があればなおよい。 地下水への影響を回避するために道路の計画段階から掘削部分を減らすよう配慮したのであれば、その配慮のことを具体的に書いてはいかがか。 予測や影響低減のための配慮について、一般の人が客観的に理解しやすいよう、もっと丁寧な説明にいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容を修正します。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正した資料を提示します。(資料1-5)

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
9	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の中で、保全対象は地下水位そのものとしているが、地下水位より深く掘り込む工事をすれば影響が出ないはずがない。工事をするのに騒音は出さないと断言しているようなものである。 ・地下水への影響があると想定されているボックスカルバートについて、完成図が掲載されているが、実際の工事では構造物よりも深くまで掘削するはずである。また、地下水位の推定のためのボーリング地点も掘削地点からかなり離れている。予測の方法と説明が粗すぎるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、現況高は既存資料を利用して推定していますが、今後の現地測量で正確な高さを確認します。ボックスカルバートの下には砂利等を敷くため、掘削深度はボックスカルバートの底面より深くなるのが想定されますが、正確な高さは今後の詳細設計で明らかにします。地下水位についても今後掘削地点でボーリングを行って確認を行います。
10	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の利用状況に応じて許容できる範囲に影響を抑えることが重要だが、現時点では、影響を受ける対象があるかないかが把握できていないことも問題である。予測や対策のために必要な調査が十分に行われていないにも関わらず、ほとんど影響がないように書かれているのは論理的な説明ではない。 ・予測評価は得られたデータに基づいて行うものであり、データが不十分であれば、評価結果も、現時点で得られているデータの範囲で言えることだけを述べるべき。今回の場合、予測評価するための情報は明らかに不足しており、これでは「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されている」とは言えないのではないか。 ・「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価する」のように評価に関する記載がどうしても必要ということであれば、この案件では将来予定される事後調査にかなり重きを置いていることを考慮して、「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されるものと評価する」との表現に改めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されている」の表現は今後実施する調査も含めて記載しています。確かに現時点ではデータは少ないですが、これから調査する項目も含めれば、このような評価はできると考えています。評価の記載を落とすことは難しいと考えています。 ・御指摘のとおり修正することを検討します。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正した資料を提示します。(資料1-5)
11	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査にかなり重きを置いているにも関わらず、事後調査の内容が詳細に書かれていない。ジャストポイントでのボーリングによる地質と地下水位調査、周辺での地下水の利用状況の現地調査など、こういった調査・検討は必ず実施するといったことを分かるようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、条例に基づく事後調査計画書を提出することになりますので、その中で記載します。
12	水象 (地下水)	鈴木委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1の22番について、地下水の流向は2点で決まるはずがなく、事後回答が勇み足ではないか。3点間や多点と記載する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、宮田村では4点で地下水位を測りまして、2点間というのは4点のうちのそれぞれの地点間を比較しまして、水位の差で流動方向を決める形にしております。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
13	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の流れの方向は基本的に2地点では決まらない。少なくとも3地点以上で観測地点網を作って同じポテンシャルの場所を見つけ、それに直交する方向に地下水が流れるというのが求め方である。2地点を比べて矢印を引いているのであれば誤りなので、準備書に記載のある矢印はむしろ載せない方がよい。 流向を決めるのに観測地点数が少なすぎる。本来であれば、既存の井戸が周辺にどれだけあるか事前に調べ、観測に使える井戸は使い、調査地点数を増やしてより確かな情報を得るのが通常の調査の方法である。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1の記載があまり適切ではないようなので、今日の資料1の記載を修正していただき、評価書においても出来るだけ分かるような記載にしていただくという対応をお願いしたい。 これから民有の井戸の調査もあるので、そこでデータが増えればより精度の高い流向の推定もあり得る。事後調査若しくは追加モニタリングの中での確認事項として流向についてもより精度の高い推定が出せるデータが出てくれば、事後調査報告書等の中で記載いただきたい。 理想としては、富樫委員のおっしゃるとおり今の段階でそうしたデータが揃っていることが最も望ましいが、無いものは無いので、これからデータが増えた中で確認や検討を行っていただき、できることはやっていただくという御対応いただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回審議の回答を訂正します。(資料1-3) 修正した資料を提示します。(資料1-6) 民間の井戸については、事業実施段階で調査を行います。
14	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第3回審議後追加ヒアリング意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水流向については、地下水位の等高線を引いていただいたが、等高線はもっと鮮明に表示してほしい。また、一般の方は等高線だけではわからないので、地下水流向を矢印で記載いただきたい。 この縮尺の図では読み取れないが、推定された流向は周辺の地形等から見て合理的か。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘とおりに修正します。 流向については、周辺地形の高低差から見ても合理的であると考えています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回審議の回答を訂正します。(資料1-3) 修正した資料を提示します。(資料1-6)
15	地形・地質	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回示していただいた資料1-10に土砂災害警戒区域と浸水想定区域を一緒にした図面がついているが、次回の資料として、こういった重ねた図面を、最新のデータを用いて作っていただきたい。 今回のこの資料を見ても、だいたいどういう地域を通るのかすごくわかりやすくなった。それぞれを細かく見ることも大事だが、大きくまとめて見ることも大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘いただきましたとおり、準備書P4-261に土砂災害警戒区域等の、P4-263に浸水想定区域の位置図が最新でございます。これらの図を1つにした図を作成したいと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加修正した資料を提示します。(資料1-7)

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
16	地形・地質	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1-10の中で防災情報や地震被害想定など、文章が追加されているものは、これを評価書で項目として追加するということか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載場所については事務局と事業者で調整していただき、必ずどこかには記載していただきたいというのが、委員会としての要望である。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回の御意見をいただきまして、もし評価書に入れるのであれば、資料編の1.1若しくは3のところに、こういった形で示す案ということで、今回お出ししております。実際にこれを評価書に入れるかについては、法アセスということもありますので、どうしても必要ということであれば記載させていただきます。
17	植物	御巫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の事後調査は移植したものについてのみ行うとのことだが、ミクリは4箇所30個体と少ないので、事後調査の対象に追加することは可能か。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の委員会での大窪委員の御意見は、ミクリにも影響が起り得るのではないかという趣旨だったと理解している。起り得ないと判断した根拠はどこに記載されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な理由があればですが、これを1種加えてしまうと、他の種との整合性が整わなくなってしまう。 ミクリ属の予測結果については、準備書P12.10-40に記載しております。先生からは文書だけでは判断がつかないということがありましたので、今回の委員限りの補足資料P5にミクリ属の一種の確認位置図を拡大したものを載せております。こちらを見ますと、特にミクリ属の生育に影響を及ぼすのは湿生環境の変化になると思いますが、図の下の3地点については、道路工事によって堰き止めるといったことをしない限り河川の環境は守れます。図の上の1地点についても、下流側での道路工事となるため、水域環境については変わらない状況にあります。また、日射環境についても、構造物は盛土になると思いますが、日照障害の範囲も限られているため、光環境もおそらく変わらないだろうといったことが、拡大図から見て取れると思います。
18	植物	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路構造は盛土が計画されているため、盛土部分及び周辺の水田は消失することになる。水田がなくなれば隣接する水路を含む小河川の環境にも影響が生じ、補足資料P5の東側2地点のミクリ属は生育条件が担保されないことが予想される。この2地点については、環境保全措置を行うか、道路構造を橋梁へ変更する必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に伴い、一部の用水路の付け替えが生じますが、ミクリ属が生育する地点の水路は計画路線区域外であり、変更しないことから生育環境は保全されると考えます。また、工事実施にあたっては、準備書P12.10-46に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」を保全措置として実施することにより、生育環境への影響を低減します。
19	植物	御巫委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一番怖いのは資材を置いてしまうといったことなので、御配慮いただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工管理上の努力として、周辺に希少な動植物がいる地点があることは施工会社にも十分周知していただき、誤って資材を積まないようにしていただくようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の件は、準備書P12.10-46に施工中のことについて記載させていただいており、工事施工ヤード及び工事用道路の計画区域内ということで限定させていただいております。
20	植物	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路から9m程度しか離れていないイヌハギの生育地については、根拠が明確でないため、工事の影響が全く無いとする予測が妥当かどうかの判断は難しい。 環境保全措置の対象としないのであれば、工事の際に最大限の注意を図る必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事実施にあたっては、準備書P12.10-46に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」により、生育環境への影響を低減します。 工事の実施にあたっては、計画路線区域外に存在する生育地にも十分注意するよう、施工会社へ周知します。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
21	生態系	大窪委員	<p>【第3回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路が計画されている地区の水田及び水路を含む小河川には、ナゴヤダルマガエルやツチガエル、トノサマガエルといった重要種の両生類が生息しており、盛土工による生育地の消失は問題となる。特に、準備書では落ちているが、この地区は長野県版レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定されているナゴヤダルマガエルの隔離分布地であるため、ハビタットである水辺環境をできるだけ消失させないように道路構造を橋梁に変更すべきだと考える。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ナゴヤダルマガエルについては、提供いただいた情報をもとに、生態系の項目の該当箇所に追記します。(資料1-8) 計画路線区域外に同様の生育環境が残るため、生態系において種の生息は保全されると予測しています。工事中及び供用後において、必要に応じて専門家の意見を聞きながら調査を行います。(資料1-9) なお、「工事施工ヤード等の計画路線区域内利用」や「移動経路の確保」などの保全措置により影響を低減することとしています。
22	生態系	大窪委員	<p>【第3回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> クロツバメシジミの幼虫の食草であるツメレンゲは、準備書に示された生息地よりも広範囲に生息している。また、この範囲でのクロツバメシジミの生息を、当研究室で今年も確認している。ついては、分布情報を提供するので、その情報を基に予測評価すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供いただいた情報をもとに、生態系の項目の該当箇所に追記します。(資料1-8)
23	生態系	中村寛志委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の審議でも聞いたが、地図上でミヤマシジミ及びコマツナギがプロットされている場所は、盛土ではなく橋梁で通るから影響がないということだが、橋梁の橋桁はミヤマシジミとコマツナギの生息している場所には確実にかからないという意味か。 前回の回答では、盛土ではなく橋梁となるため、埋め立てられることはないから影響がないという回答だった。 橋梁の橋桁を作る場所について、地図で示されているミヤマシジミとコマツナギのプロット上には橋桁の土台はこないということよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ミヤマシジミについて影響がないと判断したのは、直接改変がゼロということよりも、周囲に十分な生息の確認ができていることから判断しています。 訂正します。直接改変のところには生息が確認されていないということです。橋梁についても直接改変がないことから影響がないと判断しています。 一応そのようにこちらでも把握しています。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
24	生態系	中村寛志委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三峰川大橋から伊那市役所までの三峰川のところには、国交省の河川事務所と守る会がミヤマシジミの保護エリアを作っており、毎年調査データが出ている。あとになって変化が出て困るので事後調査をしていただきたいと思ったが、アセス法のシステムとしては影響がなければ事後調査はいらなくなるので、事後調査は行わないことで結構である。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセス法上の事後調査の対象にはならなくても、地元の団体が独自に調査をしているのであれば、事業者さんもそれに協力もしていただきたいし、データの提供を受けて確認する努力は自主的にしていただきたい。 ・自ら先頭に立って調査をすることまでは求めないが、周辺にそういった活動をしている団体があるということなので、データの提供を受け、もし何か問題が発生していれば、追加の保全措置等の検討を行うという対応を図っていただきたい。 ・法対象事業では事後調査は限定的に規定されているが、それは何もしなくてよいという趣旨ではなく、法律の枠組みに則った事後調査は必要がないという趣旨なので、やはり色々な確認作業はやっていただく必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、関係団体と連携して保全措置等の検討を行います。
25	景観	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この道路の景観について、かなり盛土の高いところもあるため、近傍での圧迫感が気になる。専門の亀山委員がいらっしゃらないので、自然豊かで平坦なところに大きな盛土ができることに対する圧迫感の影響を検討をした方がよいのかは分からないが、一つの意見として申し上げる。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御回答いただいたことを、評価書の景観の眺望点の選定理由が記載されたところに追記していただくとよい。盛土が高いところもあるが、近隣に人家がないため眺望点として選定していないという趣旨を追記していただくと、後で見た人が理解しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の選定の考え方といたしまして、観光地や人が集まる場所を選んでおります。今回、高い盛土部分の近くにそういった場所がございましたので、結果としてそういった場所は選定しませんでした。高いところの近くを対象とするといった選定の仕方は、今回は行っておりません。 ・一番高い12mのところは天竜川の近傍であり、堤防の高さ、橋桁の厚さ及び余裕高を見て設定しております。堤防の近くに集落や人家はほとんどございません。右岸側は全く無く、左岸側も少し離れている状況ですので、フォトモンタージュは作っておりませんが、近くに道路ができて圧迫感があるという印象を与えることはないと考えています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追記した資料を提示します。(資料1-10)

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
26	景観	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.12-3の調査結果によると、三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望点は堤防上という記載になっており、撮影場所を示した地図P12.12-2にある㊸を見ると、ジョギングロードはカーブしていないように見える。しかし写真はジョギングロードがカーブしており、計画道路と交差する地点が見えないような場所から写真を撮っている。どこから写真を撮っているのか確認させていただきたい。 ・堤防の道路から駐車スペースへ曲がって入っていった辺りで西に向かって写真を撮っているということか。 ・なぜ堤防の上で西に向かって撮らないで、わざわざカーブしているところで撮るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本日配布した資料1-13を御覧ください。中央やや左の伊駒アルプスロードの計画地の右に実線の丸が眺望点とありますが、この位置からフォトモンタージュの作成をしています。 ・カーブの途中で西に向かって撮っています。 ・人が集まりやすいということで、駐車ができるスペースでと考えています。また、ちょうど曲がったところにサイクリング・ジョギングロードの看板がありまして、こちらから三峰川を眺望する方々がいらっしゃるだろうということで、こちらを眺望点として設定しました。
27	景観 人と自然との 触れ合い 活動の場	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令における主要な眺望点の定義は「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」とのことだが、三峰川サイクリング・ジョギングロード上というものは十分入る。準備書のP12.12-3においても眺望点として堤防上のサイクリング・ジョギングロードとしている。伊駒アルプスロードとジョギングロードが交差する地点が一番景観上インパクトの大きい場所なので、そこがはっきりわかる場所からフォトモンタージュを作るのが通常のやり方である。 ・景観と人触れは関連が深いので、分けて評価するのではなくて関連させられるように評価していただく方が通常である。人触れの補足資料に交差の地点をイラストで表現されたものがあるが、こういうものを出すのであればこの部分をフォトモンタージュにして景観のところに出していただく方が素直なやり方。なぜ近傍であるにもかかわらずわざわざ分けてやっておられるのか、スッキリこない。 ・景色の変化が生じると判断し対応しているのであれば、どういった変化があるかフォトモンタージュで提示していただく方が親切になるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三峰川サイクリング・ジョギングロードの快適性、利用性の変化に関しては人触れで評価しております。こちらでフォトモンタージュを作成したのは、伊那市の観光パンフレットに三峰川堤防と中央アルプスが代表写真として載っているの、そちらから選定させていただいたポイントとご理解いただければと思います。観光ガイドに載っているということで人々の関心がありうるということで選定しました。 ・三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望に関しては影響があると判断しております。景色の変化が生じると判断しており、それに対する保全措置を人触れのところで記載させていただきました。重複してしまっているのこちらの写真が三峰川サイクリングロードに関する評価になっているのではないかと判断いただくとかと思いますが、私どもとしては、サイクリングロードは人触れで対応させていただいております。 ・人触れのところでフォトモンタージュをつけるというパターンが、これまでアセスの事例ではありませんので検討させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人触れの項目において、近景でのフォトモンタージュを用いた視覚的表現方法による予測評価を行います。フォトモンタージュ作成は今後に行いますが、撮影点や現地状況写真を資料に示します。(資料1-11)
28	景観 人と自然との 触れ合い 活動の場	陸委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の地図が準備書P12.12-2に出ており、これだとジョギングロード上から西へ向かって写真を撮るような図になっている。今日の説明からすると㊸は堤防から少し道路上へ入った道ということなので、そのように修正していただいた方がいい。ただ、その眺望点がいいかどうかは疑問である。 ・カーブしている部分が霞堤であり、ジョギングロードの一部だということは承知した。そのうえで、交差する部分が見えない場所から写真を撮っているというのは、評価をする上でのフォトモンタージュとしてはいかがなものか。もう少し西へ寄った地点から写真を撮っていただく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が不足して申し訳ないのですが、資料1-13の写真のカーブはここも堤防でして三峰川はところどころ霞堤があり、霞堤の部分が曲がった形状になっていて、そこも堤防となっており、サイクリング・ジョギングロードにもなっているところです。 <p>【事後回答】</p> <p>(No.27と同じ)</p>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
29	景観 人と自然との 触れ合い 活動の場	北原委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私も三峰川の堤防道路をウォーキングしているが、かなり人数が多い。12.12-2の地図の⑩の地点は霞堤で少し奥まっている形であり、ここから見ると手前に河畔林があるのでよく見えなくなる。もう少し建設予定地の近くだと橋がよく見える。 ・ここは多くの方が写真撮影に来る場所で、三峰川の河畔林とその向こうに中央アルプスの景色、桜並木がきれいに見える。もう少し近づいたところから想定される図を示してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測地点を選んだ根拠である伊那市パノラマビューポイントマップは、道路を作ることを前提としないので、道路が作られるときに景観がどう変化するかを考えるための地点として適切であるという保証はない。 ・近づけば道路は大きく見えるので、もっと明瞭に見える位置で評価をしていただく必要がある。 ・見えるから道路を作るのがダメということではなく、見えてしまうものに対してどう保全対策をするか、というのが課題である。 ・景観資源としての重要性は高いのでぜひ御対応いただきたい。 	<p>【事後回答】 (No. 27と同じ)</p>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
30	景観 人と自然との 触れ合い 活動の場	梅崎委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の補足資料の三峰川サイクリング・ジョギングロードとの交差部分のイメージ図では、橋梁ができてボックスカルバートがきて盛土になっているが、もう少し橋梁を伸ばしていただいた方が景観への影響は少なくなる。もちろん盛土が安いというのはよくわかるが、かなり盛土部分の圧迫感があると思うので、特に保存すべきところは少し配慮していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的に不可能な要因があれば仕方がないが、橋の下をサイクリングロードをくぐらせた方がよほど圧迫が少ないというのが梅崎委員の御指摘。 ・景観や人と自然との触れ合い活動の場の予測評価に直接影響することなので、詳細な設計は先だとしても、評価書までには道路構造についてはなるべく固めていただき、曖昧にしていただきたくないというのが委員会側の立場である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造は今時点での想定なので、今後事業の中でそこは検討していくということになります。 ・すぐ北側にナイスロードがありますが、そこへの平面交差というのが条件としてありますし、河川の条件も多々ありまして、現実にはそれをできる、できないというのは現時点では判断が難しいところです。 <p>【事後回答】 (No. 27と同じ)</p>
31	景観 人と自然との 触れ合い 活動の場	北原委員	<p>【第3回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し近づいたところからの写真でどのような景観になるかを知りたいわけで、盛土にするかとか橋梁を少し長くするかといった検討は、そういう写真をもとにやっていただいてはいかがか。今即断でできるような事でもないので、その写真で判断していただきたい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な道路構造の確定まで評価書に書いてほしいというつもりはないので、すぐに出来ることとしてもう少し近くで写真を撮ってモニタージュを作っていたきたい。それで重大な圧迫感をもたらすようであれば道路構造に反映させてできるだけ回避を図るという方針は出していただきたい。北原委員が言われたようにまずモニタージュを作り、それを見て検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討させていただいてよろしいでしょうか。 <p>【事後回答】 (No. 27と同じ)</p>